

平成二十一年十一月十三日受領
答 弁 第 四 五 号

内閣衆質一七三第四五号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問
に対する答弁書

一、五及び六について

外務省が保管しているワインに関しては、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認したところである。ワインの用途等に関する国民への情報提供については、外交儀礼上の配慮等も踏まえ、適切に対処してまいりたい。

二について

要人の定義は様々であるため、一概に答えすることは困難であるが、外国の元首が含まれることはある。

三について

平成十八年から平成二十年までの各年における諸外国の元首による本邦訪問の件数は、それぞれ二十一件、二十四件、五十五件である。なお、当該訪問において外務省の施設にて会食等を実施した件数は九件であり、その際に使用された外務省のワインは約百本である。

四について

年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情がある。他方、政府資産のスリム化の観点から、既存の在庫を優先的に使用することにより保管本数を減少させることとしてまいりたい。